

吹田市立図書館貸出レシート広告掲載希望者募集要項

1 目的

吹田市立図書館で図書等の資料を貸し出す際に発行する貸出レシートに民間企業等の広告を掲載することで、市の自主財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、吹田市広告掲載要領、吹田市広告掲載基準及び吹田市立図書館広告掲載取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、広告を掲載していただける団体・企業等を次のとおり募集します。

2 対象となる貸出レシート

吹田市立図書館全館（9館1分室）で、図書等を貸し出す際に利用者が受け取るレシート。貸し出した資料名、返却期限等を記載したもの。図書館の延利用者数は年間約896,000人（令和3年度実績）。

3 広告掲載期間

- （1）広告掲載期間は令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 6 年 3 月 31 日（日）までとし、原則として一度の申込みで、1 か月単位で最長 3 か月間までとします。連続した複数月の一括申込みもできます。
- （2）掲載開始日は各月 1 日とし、同月末日までを 1 か月単位とします。
- （3）同一事業者の広告の掲載期間は 1 年を通して 6 か月間までです。
- （4）図書館の休館日も掲載期間に含まれます。

4 広告仕様・料金

	内 容	注 意 等
掲載箇所	レシート前面下部位置（募集枠数1）	裏面の印刷イメージ参照
サイズ	全角20文字×10行（縦5cm×横7cm）	英数記号の場合、半角40文字まで可
色	黒1色	
広告様式	テキスト文書	画像データ及びフォント・ポイントの指定は不可
掲載単位	市内9館1分室同時掲載	館別掲載指定は不可
料 金	9,000円/月	月初から月末までの1か月単位
掲載期間	1か月間から3か月間まで	新規の申込みがない場合に限り、最長3か月間まで延長可能。同一事業者の広告の掲載は延長期間も含めて1年間で6か月間まで

5 広告掲載できないもの

取扱要領第 4 条に該当する広告や市税等滞納者の広告は掲載できません。

6 募集期間

- （1）令和 5 年 3 月 10 日（金）からの受付とします。掲載開始希望月の前月 10 日（必着）まで（4 月分は 3 月 17 日まで）にお申し込みください。3 月 10 日以前に届いた申込書については、すべて 3 月 10 日付の受付分としての取扱いとします。
- （2）先着順です。同日に複数の申込みがあった場合は、第 9 項の決定方法に基づき決定します。

7 必要な書類

（1）吹田市立図書館広告掲載申込書兼誓約書

住所が吹田市内の場合は「市税の納付状況調査に関する申告及び同意」欄にも御記入ください。

（2）広告内容（レシート広告の掲載文面）

(3) 事業内容等の概要がわかる資料（会社概要等）

(4) 法人市民税納税証明書（法人の場合）または市府市民税納税証明書（個人の場合）

提出日以前、3か月以内に発行された直近分の納税証明書（コピー可）が必要です。非課税の場合は、課税証明書（直近3年間分）を提出してください。住所が吹田市内の場合は提出不要です。

8 申込方法

(1) 吹田市立図書館ホームページから、「吹田市立図書館広告掲載申込書兼誓約書」をダウンロードし記入・押印のうえ、広告内容と事業内容等の概要がわかる資料を添付して、第15項の問合せ先まで郵送にてお申し込みください。

(2) 吹田市立中央図書館において、広告掲載可否に関して取扱要領第5条に基づき審査し、その結果を文書で通知します。

(3) 広告掲載にあたっては、広告掲載決定者と吹田市は契約を締結するものとします。

(4) 1事業者につき、同掲載期間での申込みは1件までとします。

(5) 掲載決定後の手続きについては、掲載決定通知書に記載します。

(6) 申込みにあたっては、以下の要領等を熟読してください。

「吹田市広告掲載要領」「吹田市広告掲載基準」「吹田市立図書館広告掲載取扱要領」

9 広告掲載の決定方法

応募多数の場合、第8項第2号の審査で判断ができなければ、抽選にて決定します（抽選の日程については対象者にのみ通知します）。

10 広告掲載料

規定の掲載料を契約全期分一括前納とし、指定された期日までに吹田市指定の納付書により納付してください。納付済みの掲載料は返還いたしません。

11 掲載期間の延長

新規の申込みがない場合、掲載期間の延長が可能です。当初指定した掲載終了日の同月10日（必着）までに、所定の用紙で郵送にてお申し込みください。延長可能期限は、当初指定した掲載終了日の翌月1日から起算して3か月までです。延長の可否を文書で通知します。

12 掲載内容の変更

掲載内容の変更について2か月単位での申込みとします。変更希望月の前月10日（必着）までに所定の用紙で郵送にてお申し込みください。ただし、内容によっては受付できない場合があります。

13 掲載の取消し

広告掲載事業者が取扱要領第4条の規定に該当すると判明した場合は、広告掲載期間中であっても掲載を取り消します。

14 その他

(1) 広告掲載事業者は広告の内容等掲載した広告に関する一切の責任を負うものとします。

(2) 第三者から広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告事業者の責任及び負担において解決するものとします。

(3) 感染症の拡大防止や災害時の対応、施設の改修等のための臨時休館日も第3項第3号の休館日としての取扱いとします（第3項第1号の期間中に江坂図書館が再整備のため休館しております。詳細はお問合せください）。発行数が見込みより大幅に減少する場合がありますので、御了承のうえ、お申し込みください。

15 お問い合わせ先

吹田市立中央図書館 総務・企画グループ 資料管理担当

住所：〒564-0072 吹田市出口町 18-9

電話：06-6387-0072（受付時間：平日午前10時～午後6時）

FAX：06-6339-7144

E-mail：toiawase@lib.suita.osaka.jp

（件名を「図書館レシート広告の件」としてください。）

<印刷イメージ>

中央図書館	2011年12月06日		
～今回ご利用の資料は、下記の通りです。～			
本の番号	予約	資料名	返却期限
63058168		恋あいうえお	2011.12.20
計1冊です。			
お問合せは	Tel 06-6387-0071		
【企業広告】			

手作りケーキ&クッキーのお店			
ぼむぼむハウス			

12月の新作ケーキ			
丹波の黒豆を使ったマロングラッセ			
吹田市山田西 1-2-3			
http://www.pomu.suita-city.co.jp			
広告主募集中 問い合わせ先 中央図書館			